



市章

大津市公報

令和2年3月27日
号外(第25号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

条 例

30	大津市議会会議条例の一部を改正する条例.....	1
31	大津市議会意思決定条例の一部を改正する条例.....	1
32	大津市議会委員会条例の一部を改正する条例.....	1

条 例

大津市議会会議条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月27日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第30号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例(平成26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の5第2号中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

別表に次のように加える。

議会災害対策会議	災害時における議会機能を維持するための協議及び調整	議長、副議長及び所属議員が3人以上の会派の代表者	議長
市政課題広聴会	市政の重要課題についての市民等からの意見聴取	全議員	会長

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(大津市議会委員会等傍聴条例の一部改正)
- 大津市議会委員会等傍聴条例(平成26年条例第4号)の一部を次のように改正する。
第1条中「及び議会広報広聴委員会」を「、議会広報広聴委員会、議会災害対策会議及び市政課題広聴会」に改める。

大津市議会意思決定条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月27日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第31号

大津市議会意思決定条例の一部を改正する条例

大津市議会意思決定条例(平成29年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表地方自治法(昭和22年法律第67号)の部18の項中「第243条の2第12項」を「第243条の2の2第12項」に改め、同部19の項中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月27日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第32号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例(平成26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(常任委員会の名称等) 第2条 - 略 - 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 ~ - 略 - 施設常任委員会 9人 ア <u>未来まちづくり部の所管に属する事項</u> イ 企業局の所管に属する事項 3 ~ 5 - 略 -	(常任委員会の名称等) 第2条 - 略 - 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 ~ - 略 - 施設常任委員会 9人 ア <u>都市計画部の所管に属する事項</u> <u>イ 建設部の所管に属する事項</u> ウ 企業局の所管に属する事項 3 ~ 5 - 略 -

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。